

改正

平成20年8月25日告示第247号

磐田市物品製造等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する物品の製造、購入、修繕、売払い、業務委託（建設関連業務を除く。）、賃貸借（土地又は建物の賃貸借を除く。）又は役務の提供（以下「物品製造等」という。）に係る競争入札参加者に必要な資格を次のように定める。

（競争入札参加資格の申請に必要な要件）

1 物品製造等に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- （1） 地方自治法施行令第167条の4及び第167条の11第1項に該当していないこと。
- （2） 営業に関し、法律上必要とする登録等を有していること。
- （3） 継続している同一業種の営業年数が2年以上であること。
- （4） 指示された期日及び場所に、物品等の納入又は役務の提供ができること。

（資格審査）

2 資格審査は、原則として定期の資格審査を西暦奇数年に1回行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、追加の資格審査を行うことができるものとする。

（資格審査の申請）

3 資格審査の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）等（以下「申請書等」という。）を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

（資格の認定）

4 資格は、申請書等に基づいて次に掲げる項目について審査し、認定する。

- （1） 経営状況
- （2） 自己資本の額
- （3） 設備等の規模
- （4） 営業年数
- （5） 従業員数

(資格の有効期間)

- 5 4の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の西暦奇数年に行う定期の資格審査に基づく資格の認定の日までとする。

(合併等による資格審査の申請)

- 6 4の規定により資格の認定をされた者（以下「有資格者」という。）から合併等により当該営業を承継した者又は相続等により当該営業を承継した者は、1に掲げる資格要件を備えている場合に限り、その都度一般競争（指名競争）参加資格承継審査申請書（物品製造等）等（以下「承継申請書等」という。）を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

(資格審査の特例)

- 7 承継申請書等を提出した者の資格の認定及び資格の有効期間については、4及び5の規定を準用する。この場合において、4中「申請書等」とあるのは、「承継申請書等」と読み替えるものとする。

(廃業等の届出)

- 8 有資格者が次のいずれかに該当することとなったときに、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員

(変更等の届出)

- 9 申請書等又は承継申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに競争契約参加資格審査申請書変更届等を提出するものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 代表者
- (4) 法律上必要とする登録等を受けている事業
- (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等の場合）

(6) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び代理人（物品製造等に係る契約に関する権限を委任している場合）

（資格の認定の取消し等）

10 市長は、有資格者が次のいずれかに該当する者となったとき、又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、その旨を通知するものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び第167条の11第1項に該当する者

(2) 営業に関し、法律上必要とする登録等を有しない者

(3) 死亡した者（個人）

(4) 合併又は破産等により消滅又は解散した法人

(5) 廃業した法人又は個人

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の物品製造等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成12年磐田市告示第97号）、物品製造等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成17年福田町告示第1号）、物品製造等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成16年竜洋町告示第56号）、物品製造等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成16年豊田町告示第12号）又は物品製造等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成16年豊岡村告示第112号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年8月25日告示第247号）

この告示は、公示の日から施行する。